

第 2 3 号議案

平成 2 6 年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の
入学者選考実施要項の制定について

別紙のとおり、平成 2 6 年度福井県立特別支援学校の幼稚部および
高等部の入学者選考実施要項を定める。

平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

平成 2 6 年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者選
考実施要項を定めたいので、この案を提出する。

平成26年度 福井県立特別支援学校 幼稚部および高等部入学者選考実施要項
改正の概要 (案)

項 目	新 (平成26年度)	旧 (平成25年度)
○出願期間等	平成26年1月14日(火) ～ 平成26年1月20日(月)	平成25年1月15日(火) ～ 平成25年1月28日(月)
○入学者選考期間	平成26年2月 3日(月) ～ 平成26年2月14日(金)	平成25年2月 1日(金) ～ 平成25年2月15日(金)
○合格者通知日	平成26年2月25日(火)までに通知	平成25年2月26日(火)までに通知
○出願者数報告	平成26年1月20日(月)	平成25年1月28日(月)
○合格者数等の報告	平成26年2月25日(火)までに報告	平成25年2月26日(火)までに報告
○入学者数等の報告	平成26年4月7日(月)までに報告	平成25年4月8日(月)までに報告
○入学願書等の様式届出	平成25年11月14日(木)までに提出	平成24年11月14日(水)までに提出

平成26年度福井県立特別支援学校の幼稚部 および高等部の入学者選考実施要項

平成26年度の福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

1 応募資格

特別支援学校に入学を志願することのできる者は、別表1に定める条件を満たす者とする。志願者は、県内外を問わず、複数の公立特別支援学校に出願することはできない。(一般入学者選抜における公立高等学校を含む。)

2 募集定員

募集定員は、別表2に定めるとおりとする。

3 出願

(1) 出願期間等

入学願書の受付期間は、平成26年1月14日(火)から1月20日(月)までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日および日曜日を除く。

(2) 出願手続

- ア 特別支援学校に入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、出願先の特別支援学校において交付する入学願書に必要事項を記入し、中学校長等から提出された調査書その他必要書類(以下「調査書等」という。)を添えて、出願先の特別支援学校に提出すること。
- イ 入学願書の提出を受けた特別支援学校の校長(以下「校長」という。)は、志願者について応募資格を有すると認めたときは、これを受理するものとする。

4 入学者の選考

(1) 入学者の選考会場

入学者の選考は、出願先の特別支援学校において実施する。

(2) 入学者の選考期間

入学者の選考は、平成26年2月3日(月)から2月14日(金)までの期間内に実施する。
なお、選考の期日、時間等については、校長が出願者およびその保護者に別に通知する。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、次の方法により行う。

- ア 調査書等の審査
- イ 出願者との面接
- ウ 健康診断
- エ その他保護者との教育相談等校長が必要と認める方法

(4) その他

校長は、募集定員を超えて入学を許可しようとする場合には、福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議しなければならない。

5 合格者への通知

校長は、平成26年2月25日（火）までに、合格者およびその保護者に対し、文書により合格した旨を通知する。

6 出願者数等の報告

(1) 出願者数の報告

校長は、平成26年1月20日（月）の受付時間の終了後速やかに、部および科別の出願者数をファクシミリで教育委員会に報告するものとする。

(2) 合格者数等の報告

校長は、平成26年2月25日（火）午後4時までに、部および科別の受験者数および合格者数をファクシミリで教育委員会に報告するものとする。

(3) 入学者数等の報告

校長は、平成26年4月7日（月）午後4時までに、部および科別の受験者数、合格者数、入学者数および入学者の氏名を教育委員会に報告するものとする。

7 入学願書等の様式の届出

校長は、入学願書等の様式を定め、平成25年11月14日（木）までに教育委員会に届け出るものとする。

8 その他

(1) 福井県以外の都道府県に住所を有する者が県立の特別支援学校の高等部を志願する場合の手続は、福井県立高等学校入学者選抜に関する実施要項の例による。

(2) 高等部における訪問教育は、原則として、平成25年度に県立特別支援学校の中学部において訪問教育を受けている者に限る。

(3) 校長は、志願者の取扱いその他選考に係る事項で、この要項によりがたい特別な事情がある場合には、教育委員会と協議の上、決定する。

(4) 合格者は、公立高等学校で実施する第2次募集に出願することはできない。

別表 1

平成26年度 福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の応募資格

学校名	部 科	修業 年限	応 募 資 格	寄 宿 舎
福井県立 盲 学 校	幼 稚 部	1～ 3年	満3歳から5歳までの視覚障害者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）であること。	有
	高 等 部 普 通 科 保健医療科	3年	中学校もしくは盲学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの視覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる視覚障害者であること。	
	専攻科 理療科	3年	高等学校もしくは盲学校高等部を卒業もしくは卒業見込みの視覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる視覚障害者であること。	
福井県立 ろう学校	幼 稚 部	1～ 3年	満3歳から5歳までの聴覚障害者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）であること。	有
	高 等 部 産業工芸科 被服科	3年	中学校もしくはろう学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの聴覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる聴覚障害者であること。	
	専攻科 産業工芸科 専攻科 被服科	1年	高等学校もしくはろう学校の高等部を卒業もしくは卒業見込みの聴覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる聴覚障害者であること。	
福井県立 福 井 特別支援学校	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの肢体不自由者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）またはこれらと同等以上の学力があると認められる肢体不自由者であること。	有
福井県立 福 井 南 特別支援学校	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者であること。	有
福井県立 福 井 東 特別支援学校	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの肢体不自由者もしくは病弱者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）またはこれらと同等以上の学力があると認められる肢体不自由者もしくは病弱者であること。	無
福井県立 福 井 東 特別支援学校 月見分校	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる病弱者であること。	無
福井県立 嶺 北 特別支援学校	高 等 部 産 業 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者であること。	有
福井県立 奥 越 特別支援学校	幼 稚 部	1年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
福井県立 南 越 特別支援学校	幼 稚 部	1年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
福井県立 嶺 南 東 特別支援学校	幼 稚 部	1年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	有
	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
福井県立 嶺 南 西 特別支援学校	幼 稚 部	1年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	高 等 部 普 通 科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	

別表 2

平成26年度 福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の募集定員

1 幼稚部

学 校 名	各校定員
盲	若干名
ろう	若干名
奥越特別支援	若干名
南越特別支援	若干名
嶺南東特別支援	若干名
嶺南西特別支援	若干名

2 高等部

学 校 名	科 別		専攻科	各校定員合計
	学 科			
盲	普 通 科	約10名		約30名
	保健理療科	約10名		
	理 療 科		約10名	
ろう	被 服 科			約20名
	産業工芸科	約10名	約10名	
福井特別支援	普 通 科	約10名		約10名
福井南特別支援	普 通 科	約20名		約20名
福井東特別支援	普 通 科	約10名		約10名
福井東特別支援（月見分校）	普 通 科	約10名		約10名
嶺北特別支援	産 業 科	約20名		約20名
奥越特別支援	普 通 科	約10名		約10名
南越特別支援	普 通 科	約10名		約10名
嶺南東特別支援	普 通 科	約10名		約10名
嶺南西特別支援	普 通 科	約10名		約10名